

# 株 主 の 皆 様 へ

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号  
**ユニコムグループホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 二 家 英 彰

## 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案とさせていただきますが、本議案につきましては、会社法第111条第2項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年3月25日（金曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年3月28日（月曜日）午前10時   |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号<br>当社本店 7階 会議室<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 目 的 事 項

#### 【臨時株主総会】

#### 決 議 事 項

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 種類株式発行に係る定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 全部取得条項に係る定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 全部取得条項付普通株式の取得の件     |
| 第4号議案 | 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件 |

#### 【普通株主様による種類株主総会】

#### 決 議 事 項

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 議 案 | 全部取得条項に係る定款一部変更の件 |
|-----|-------------------|

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://group.unicom.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 臨時株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第 1 号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

平成22年12月15日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、株式会社JFK（以下、「JFK」といいます。）は、平成22年12月16日から平成23年2月3日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行い、平成23年2月10日の決済の開始日をもって、当社普通株式10,589,022株（平成22年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数（112,229個）に対する議決権の割合：94.35%）を保有するに至りました。

JFKは、平成22年12月15日付JFKのプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等にて公表されておりますとおり、当社の一般株主の皆様には経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引の一環として、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

一方、当社としても、平成22年12月15日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、当社普通株式を非上場化することが当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、平成22年12月15

日開催の取締役会において、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の決議をするとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

そして、平成23年2月4日付JFKのプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、本公開買付けに対して当社の普通株式10,589,022株の応募があり、買付予定数の下限(8,882,852株)以上となりましたので、本公開買付けが成立いたしました。

以上をふまえ、当社は、平成23年3月28日開催の当社の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び本臨時株主総会の開催日と同日に開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法（以下、「本完全子会社化手続」といいます。）により、JFKの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別のA種種類株式（その内容につきましては、「2. 変更の内容」をご参照ください。以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様（当社を除きます。以下同様です。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付いたします。この際、JFK以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の割り当ての結果生じる1株未満の端数については、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をJFKに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に300円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本議案は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、これまで当社は、現行定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本議案が本臨時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものとしたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株とする。</u></p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は49,999,900株、A種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                        | <p><u>(A種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受け<u>る。</u></u></p> |

| 現 行 定 款                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p>                                                                                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                  | <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |

## 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

本議案は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、第1号議案による変更後の定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを新設するものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、JFK以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、①本臨時株主総会において第1号議案に係るご承認が得られること及び②本臨時株主総会において第3号議案に係るご承認が得られること並びに③本種類株主総会において議案に係るご承認が得られることを条件といたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成23年5月10日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 第1号議案による変更後の定款 | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)           | <u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき706,000分の1株の割合をもって交付する。</u> |

### 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

#### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

本議案は、本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

第2号議案に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、第1号議案により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は、706,000分の1株とさせていただきます。この結果、本議案が承認された場合、JFK以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案が承認された場合に、株主の皆様が割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をJFKに売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に300円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

#### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

- (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款の規定に基づき、取得日（下記（2）にて定めます。）において、全部取得

条項付種類株式の取得と引き換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成23年5月10日（火曜日）

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、第1号議案及び第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 上場廃止

本臨時株主総会において第1号議案、第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会における議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下、「ジャスダック」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年3月28日から平成23年4月28日まで整理銘柄に指定された後、平成23年4月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

## 第4号議案 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社の定款第13条におきましては、多数の株主の皆様に対する株主総会招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、上記全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の全部取得の決議が効力を生じた場合には、当社は、J F Kの完全子会社となり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、第1号議案による変更後の定款から同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものです。

同条を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主の皆様は、当該定時株主総会開催時の株主の皆様となります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、①本臨時株主総会において第1号議案に係る議案のご承認が得られること、②本臨時株主総会において第2号議案に係る議案のご承認が得られること及び③本臨時株主総会において第3号議案に係る議案のご承認が得られること並びに④本種類株主総会において議案に係るご承認が得られることを条件といたします。

したがって、本議案に係る定款変更の効力が生じた場合には、本年6月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使することのできる株主の皆様は、J F Kのみとなる予定です。

(下線は変更部分を示します。)

| 第1号議案による変更後の定款                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>                                                                                                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                              |
| <p>第14条～第18条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                   | <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                 |
| <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2、第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(以下条文省略)</p> | <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条、第13条、第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③ 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(以下現行どおり)</p> |

以上

## 普通株主様による種類株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

平成22年12月15日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社JFK（以下、「JFK」といいます。）は、平成22年12月16日から平成23年2月3日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行い、平成23年2月10日の決済の開始日をもって、当社普通株式10,589,022株（平成22年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数（112,229個）に対する議決権の割合：94.35%）を保有するに至りました。

JFKは、平成22年12月15日付JFKのプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等にて公表されておりますとおり、当社の一般株主の皆様には経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、長期的に付加価値を生み続ける会社になるための抜本的な経営改革を実行していくためには、マネジメント・バイアウトの手法により、当社の普通株式を非上場化して、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、経営の変革を遂行していくことが、最も有力な手段であるという結論に至り、当社が保有する自己株式を除く当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引の一環として、本公開買付けの実施を決定したとのことです。

一方、当社としても、平成22年12月15日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、当社普通株式を非上場化することが当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しており、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件が当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、以上の理由より、当社取締役会は、平成22年12月15

日開催の取締役会において、本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれのある当社代表取締役会長の二家勝明及び当社代表取締役社長の二家英彰を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の決議をするとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

そして、平成23年2月4日付JFKのプレスリリース「ユニコムグループホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、本公開買付けに対して当社の普通株式10,589,022株の応募があり、買付予定数の下限(8,882,852株)以上となりましたので、本公開買付けが成立いたしました。

以上をふまえ、当社は、平成23年3月28日開催の当社の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び本臨時株主総会の開催日と同日に開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法（以下、「本完全子会社化手続」といいます。）により、JFKの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別のA種種類株式（その内容につきましては、「2. 変更の内容」をご参照ください。以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下、「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様（当社を除きます。以下同様です。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付いたします。この際、JFK以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

本議案は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、本臨時株主総会における第1号議案による変更後の定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、本臨時株主総会における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を706,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを新設するものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、JFK以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、①本臨時株主総会において第1号議案に係るご承認が得られること及び②本臨時株主総会において第2号議案に係るご承認が得られること並びに③本臨時株主総会において第3号議案に係るご承認が得られることを条件といたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成23年5月10日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

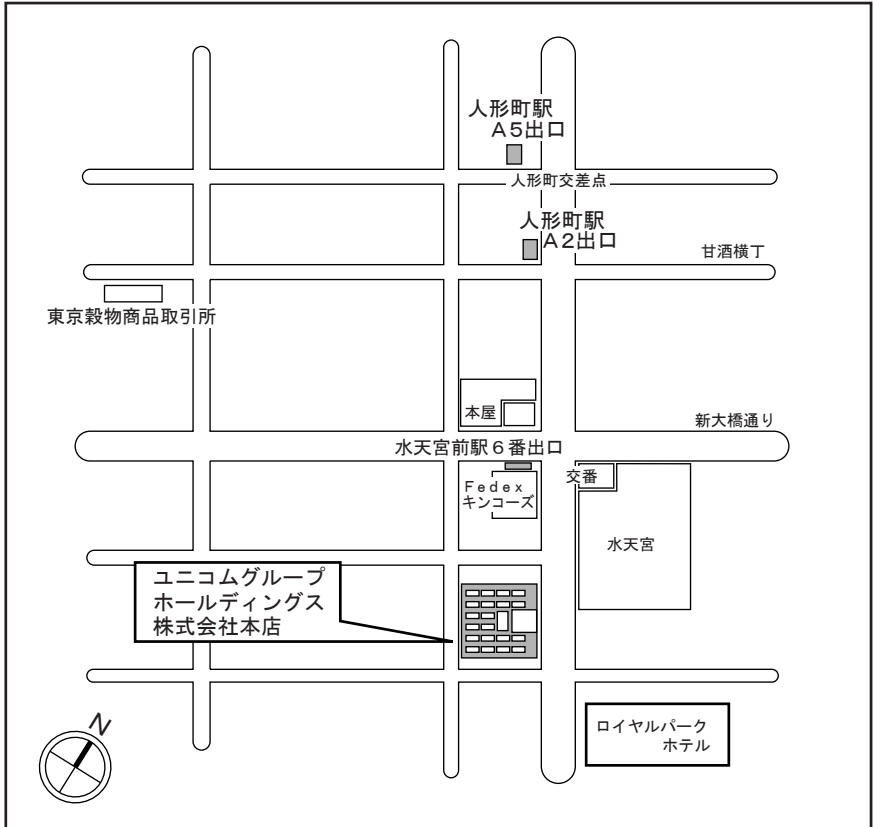
| 本臨時株主総会<br>第1号議案による変更後の定款 | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                      | <u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき706,000分の1株の割合をもって交付する。</u> |

以上



## 株主総会会場ご案内図

ユニコムグループホールディングス株式会社 本店 7階 会議室  
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号 電話 (03) 5623-8744(代)



### ●地下鉄の最寄下車駅

半蔵門線：水天宮前駅6番出口より徒歩約1分。

日比谷線：人形町駅A2出口より徒歩約5分。

都営浅草線：人形町駅A5出口より徒歩約10分。